

NC-VISAカード会員規約（一般条項）

第1条（会員資格）

- 本人会員とは、本規約を承認の上、協同組合エヌシーリンク（以下「当組合」という）にNC-VISAカード（以下「カード」という）のカード会員として入会を申込み、当組合が入会を認めた方を言います。
- 家族会員とは、本人会員が代金の支払いその他一切の責任を引き受けることを承認した家族で、当組合が適格と認めた方を言います。
- 家族会員の支払責任は、自己の利用に基づく債務に限られます。
- 本人会員と家族会員（以下「会員」という）にそれぞれカードを発行します。

第2条（カードの貸与・有効期限）

- 当組合は、会員本人に当組合が発行するカードを貸与します。なお、カードの所有権は当組合に帰属します。
- 当組合よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身の署名をするものとします。
- 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・管理するものとします。
- カードは、カード表面に印字された本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡・質入れ或いは担保提供等カードの占有を第三者に移転させることは出来ません。
- カードの使用・管理に際し会員が前（3）項または（4）項に違反した場合、その違反に起因してカードが不正に利用されたときは、会員はそのカード利用代金について全て支払の責を負うものとします。
- カードの有効期限はカードに表示し、当組合が引き続き会員として認めた場合に当組合所定の時期に更新するものとします。更新された場合には引き続き本規約を適用し、以後も同様とします。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用します。

第3条（暗証番号の登録）

- 会員は入会申込時に当組合所定の方法によりカードの暗証番号を届け出るものとします。ただし、届出がない場合には、当組合所定の方法により登録するものとします。
- 暗証番号は他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- カード使用の際入力された暗証番号と登録された暗証番号との一致を確認してカードが盗用された場合、暗証番号につき盗用その他事故が有っても、会員がその代金について全て支払の責を負うものとします。

第4条（カードの利用可能額）

カード利用代金の利用可能額は、本人会員・家族会員のカード利用額を合算して当組合が審査し別途通知した所定の利用可能額以内とします。会員が、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することを禁止します。

第5条（カードの機能）

会員は本規約の規定に基づきカードを利用して、日本国内及び日本国外の下記①と②に記載した加盟店（以下総称して「加盟店」という）において商品の購入、サービスの提供（以下、総称して「カードショッピング」という）を受けることができます。

- 当組合と契約した加盟店並びに協同組合連合会日本商店連盟（以下「日商連」という）が契約した日商連全国加盟店（以下総称して「NC加盟店」という）
- 三井住友カード株式会社（以下「VISA」という）と契約した加盟店及びVISA提携カード会社と契約した加盟店、さらに、VISAInternationalServiceAssociation（以下「VISAInternational」という）と提携した日本国内及び国外の銀行またはクレジット会社と契約した加盟店（以下総称して「VISA加盟店」という）
- 会員はカードを利用して当組合の指定する株式会社岐阜信販（以下「岐阜信販」という）で金銭の借入れ(以下「キャッシング」という）を受けることができます。

第6条（支払方法）

カードショッピングの利用代金、手数料並びにキャッシングの融資金及びその利息、その他本規約に基づく会員の当組合に対する一切の支払い債務金は、会員があらかじめ約定した当組合の指定する金融機関の預金口座から、口座振替の方法により支払うものとします。

第7条（期限の利益喪失）

- 会員は次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額の弁済を一時に履行するものとします。
 - 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当組合から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらずその期間内に支払わなかったとき。
 - 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
 - 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申立、または滞納処分を受けたとき。
 - 破産・民事再生手続・会社整理・特別清算・会社更生の申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。
- 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当組合の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額の弁済を一時に履行するものとします。
 - 商品の購入及び役務提供が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く）となる場合で、会員が分割支払金の支払を一回でも遅滞したとき。
 - 商品の譲渡・賃貸・質入れ或いは担保提供その他当組合の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第8条（費用等の負担）

- 会員は、支払が遅延したことにより当組合が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続き回数1回につき200円（税込）、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき、200円（税込）を別に支払うものとします。
- 会員は、立替代金の支払遅滞等会員の都合により、当組合が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき、1,000円（税込）を別に支払うものとします。
- 会員は、当組合より第7条（1）項①号に基づく書面による催促を受けたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。
- 会員は、当組合が定めるご利用明細書を郵送した場合、110円（税込）の発行手数料を支払うものとします。但し、当該月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分又は当組合が必要と認めるご利用分が含まれる場合、発行手数料は無料とします。

第9条（支払金の充当順位）

会員の返済した金額が本規約或いはその他の契約に基づき、当組合に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当組合の定める順序に従って充当するものとします。

第10条（カードの紛失・盗難）

- 会員がカードを紛失・盗難または覚えのない支払請求などにより、カードスキミング（コピーによる偽造カード）が発覚したときは速やかに当組合に連絡の上、最寄りの警察署または交番にその旨届けるとともに、当組合所定の届出用紙を提出するものとします。
- カードの紛失・盗難その他（カードスキミングを含む）の事由により他人に使用された場合の損害は、会員の負担となります。ただし会員がカード盗難保険に加入している場合は、カード保険約款の定めるところにより、その損害の全部もしくは一部が保険により補填されます。
- 前（2）項の規定にもかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、前（2）項の損害の全部を会員が負担するものとします。
 - 会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
 - 会員の家族・同居人・留守人等の関係者によって使用された場合。
 - 本規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。
 - 戦争・地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
 - 前（1）項の連絡・通知を当組合が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。
 - 本規約第3条（3）項に該当する場合。
 - 会員が当組合または損害保険会社の請求する書類を提出しなかったり、当組合または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、または、損害防止軽減のための努力をしなかった場合。
 - その他会員が当組合または損害保険会社の指示に従わなかった場合。

第11条（カードの再発行）

カードは、紛失・盗難・毀損・滅失等により当組合が適当と認めた場合を除き再発行しないものとします。なお再発行の場合、会員は当組合のカード再発行手数料を支払うものとします。

第12条（脱会並びにカード使用停止と返却）

- 会員がその都合により脱会するときは、当組合所定の届出書により当組合宛に届出を行うものとし、同時にカードを返却いただき、本規約に基づく一切の支払債務を完済したときをもって脱会といたします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当組合は会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取消することができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができます。
 - 入会時に虚偽の申告をした場合。
 - 本規約のいずれかに違反した場合。
 - カード利用による支払金等、当組合に対する債務の履行を怠った場合。
 - 会員の信用状態が著しく悪化したと当組合が認めた場合。
 - カード利用状況が適当でないと同組合が判断した場合。
 - その他当組合が会員として不適格と判断した場合。
- 本人会員が前（1）項および（2）項に該当した場合には、家族会員も同様の措置を受けることとなります。
- 前（2）項に該当し、当組合または加盟店がカードの返却を求めたときは、会員は直ちにカードを返却するものとします。また当組合が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

第13条（届出事項の変更）

- 会員は、当組合に届出た住所・氏名・電話番号・勤務先・指定預金口座等について変更が生じた場合には、遅滞なく所定の届出書により当組合に届け出るものとします。
- 前項の届出がないため、当組合から通知または送付書類その他のものが延着または不到達になっても、会員は当組合が通常到着すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、前（1）項の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

第14条（規約の変更・承認）

本規約の変更については、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

第15条（個人情報の収集・保有・利用・預託・提供）

- 個人情報の収集・利用
会員及びその配偶者（以下「会員等」という）は本契約（本申込を含む、以下同じ）を含む当組合と及び株式会社岐阜信販（以下「岐阜信販」という）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下個人情報）を当組合及び岐阜信販が保護措置を講じた上で収集・利用し、当組合及び岐阜信販が定める相当な期間保有することに同意します。
 - 所定の申込書等にご記入いただいた会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況
 - 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数
 - 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - 本契約に関する会員等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため会員等が申告した会員等の資産、負債、収入支出、当組合及び岐阜信販が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- 個人情報の預託
会員等は、当組合及び岐阜信販が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲内で、必要な保護措置を講じたうえで個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。
- 個人情報の公的機関等への提供
会員等は、当組合及び岐阜信販が各種法令の規定により個人情報の提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のため、必要がある場合に限り、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第16条（個人信用情報機関への登録・利用）

- 当組合及び岐阜信販が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員の個人情報が登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査のために、当組合及び岐阜信販がそれを利用すること、また、会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、契約者の支払能力・返済能力の調査のために、岐阜信販がそれを利用することに同意します。
- 契約者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当組合の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当組合が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- 会員等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、岐阜信販の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、岐阜信販が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

| 登録情報 | 登録期間 |
|-----------------|--------------------------------|
| ①本契約に係る申込をした事実 | 当組合及び岐阜信販が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間 |
| ②本契約に係る客観的な取引事実 | 契約期間中及び契約終了後5年以内 |
| ③債務の支払を延滞した事実 | 契約期間中及び契約終了日から5年間 |

- 当組合及び岐阜信販が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。
 - 名称：株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
 - 所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファースト15階
 - お問合わせ先：0120-810-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/
- 当組合及び岐阜信販が加盟する個人信用情報機関（㈱シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。
 - 名称：全国銀行個人信用情報センター
 - 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
 - お問合わせ先:03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
 - 名称：株式会社 日本信用情報機構
 - 所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
 - お問合わせ先：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/
- 上記（3）に記載されている当組合及び岐阜信販が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記の通りです。

株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名等契約内容に関する情報、等。
利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等。
※岐阜信販の場合、契約者に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報を含む。

第17条（個人情報の利用）

当組合及び岐阜信販の販促事業における宣伝物・印刷物の送付等営業のご案内のために、第15条（1）の①②の会員等の個人情報を利用していただきます。なお、上記の具体的な事業内容についてはホームページ（右記）にてご覧いただけます。 http://www.nc-link.com/

第18条（個人情報の開示・訂正・削除）

会員等は、当組合及び岐阜信販と第16条に記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当組合及び岐阜信販は、利用目的の達成に必要な範囲内で速やかに訂正又は削除に応じます。

第19条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第15条及び第16条（3）の①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第20条（重要事項に不同意の場合）

当組合及び岐阜信販は会員等が本申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本重要事項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第17条に同意しない場合でも、これを理由に当組合が本契約をお断りすることはありません。

第21条（利用中止の申出）

第17条の範囲内で当組合及び岐阜信販が会員等の個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の利用を中止する措置をとります。ただし、請求書等、業務上必要な書類に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。

第22条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しましては、下記までお願いします。
〒500-8113 岐阜市金園町1丁目16番地
協同組合 エヌシーリンク ホームページアドレス：http://www.nc-link.com/ TEL 058-264-2181
株式会社 岐阜信販 登録番号 岐阜県知事（5）第1175号 TEL 058-264-6974

第23条（条項の変更）

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第24条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地及び当組合の住所地を管轄する簡易裁判所或いは地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第25条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される諸法令により一定の手続きを必要とする場合には、当組合の求めに応じこれら諸法令の定めるところに従い必要な書類を提出し、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じていただきます。

第26条（準拠法）

会員と当組合との諸契約に関する準拠法、すべて日本国法が適用されるものとします。

第27条（協議事項）

この規約の条項を適用することについて疑義を生じたときは、当組合と会員の間で誠意をもって協議し、解決するものとします。

<ショッピング条項>

第28条（カードショッピングの利用方法）

会員は本規約の承認の上、NC加盟店及びVISA加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、商品の購入とサービスの提供を受けることができます。尚、売上票への署名に代えて加盟店に設置されている端末機等、所定の手続きに従っていただく場

